

入札説明書
(さくら市総合公園ゲートボール場・プレイパーク自動販売機設置者募集要項)

1 はじめに～自動販売機設置者の募集にあたって～

総合公園に設置する自動販売機(A～D 区画)の設置者を以下のとおり募集します。
本市では、都市公園の魅力向上を目的に設置管理許可制度を活用し自動販売機設置者を公募入札によって選定するものです。また公園管理費における自主財源の確保も目的としております。
当該募集に参加される方は、募集要項の各事項を確認の上、参加してください。

2 設置管理物件

今回の物件(公募物件)は、別表1「物件一覧」及び別表2「入札詳細区画図」のとおりです。

3 入札参加資格

本市の「令和7・8年度物品納入等入札参加資格者登録名簿」に登録されている個人又は法人であることを参加資格とします。

4 自動販売機の設置条件

(1)飲料等用自動販売機設置者(以下「設置者」という)の施設使用形態
都市公園法第5条の規定に基づき、設置者が市に対し、申請許可を受け、使用料を支払うことによって行います。

(2)使用期間

令和7年 12 月1日から令和9年9月 30 日までとします。

(3)使用料

使用料は毎月の売り上げ額(税抜き)に提案率を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した価格とします。

(4)必要経費

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて設置者(落札者)の負担とし、その方法については、本市の指示に従ってください。

イ 電気料についても設置者(落札者)の負担とします。市側で毎月の基準日に検針を行い、使用電力量を確認した上で、毎月の電気使用料金を算定します。各設置者(落札者)は、消費電力に応じた実費相当分を、本市が毎月発行する納入通知書により、指定する期限まで全額納入してください。

また、設置者(落札者) は、自動販売機の売り上げ状況を 1 か月ごとに取りまとめ、翌月 10 日までに本市へ売上報告書を提出するものとします。

なお、電気料の算出方法は次のとおりです。

【電気料金月額(円未満切り捨て)】

=〔電力量単価(税込)±燃料費調整単価〕×〔子メーターの数値により算出する月間消費電力量(kwh)〕+再生可能エネルギー発電促進賦課金

※電力量単価は、夏季・その他季により変動があります。

※燃料費調整単価、その他賦課金単価等は変動があります。

※期間中にその他の賦課金が発生した場合は、電気料金に反映させるものとします。

ウ 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置者(落札者)の負担とします。

(5)設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

ア 別表1「物件一覧」で示す「本体サイズ」を超えないものとし、転倒防止対策を行うこと。

イ 新旧 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。

ウ ピークシフト・ピークカット、省エネルギー、ノンフロン対応など環境負荷の低減に十分配慮した機能を搭載したものを設置すること。

- エ 利用者に使いやすく、開発されたユニバーサルデザインのものや、タッチパネル方式の機器を設置することについて、極力導入に努めること。
- オ 外観については、設置場所に配慮したものとし、本市協議の上、設置すること。
- カ 設置場所については給排水管がないことから、カップ式自動販売機については、タンク式のものとする。
- キ 本市との災害協定等の締結事項がある場合、それらに対応する機器仕様であること。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 入札条件を遵守し、使用料及び電気料を本市が定める期限までに確実に納入すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、本市と協議の上行うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水(スポーツドリンク含む)、乳飲料、アイスクリームとし、酒類の販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルのほか、蓋付きの紙カップなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、落札者決定後、設置前に本市と協議すること。
- オ 自動販売機の販売価格は、標準小売価格(メーカー希望小売価格)を超えない価格で販売すること。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者(落札者)が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置者(落札者)の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置者(落札者)の責任において速やかに対応すること。

(8) 現状回復

設置者(落札者)は、契約期間が満了又は契約が解約された場合、速やかに現状回復してください。なお、現状回復に際し、設置者(落札者)は一切の補償を本市へ請求することはできません。

5 入札

入札に付する内容は、4(2)の使用期間中の使用料について、毎月の販売金額に対する「提案率」です。

10月1日付けさくら市公告第35号及び本説明書の内容を熟覧の上、応札ください。

6 契約の締結

- (1) 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。
- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、本市は一切の損害賠償の責を負いません。

7 使用料の納付

使用料は、本市の発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入していただきます。また、既に納付した使用料は返還いたしません。

※売上実績(売上個数、売上カウンター値)については、本市が定める期日までに毎月報告するものとします。

※売上カウンター値については、前回報告値との差が売り上げ個数の合計と合致するものとします。また、随時本市は設置者(落札者)立会いのもと、売上カウンター値を確認できるものとします。

8 都市公園概要

名称:さくら市総合公園

場所:栃木県さくら市櫻野 1789 番地

9 その他

条件付一般競争入札参加資格申請書、入札書等の指定様式は、さくら市ホームページにおいて、本入札を掲載したページから様式をダウンロード可能です。なお、ダウンロードできない場合は、スポーツ振興課窓口で配布いたします。

10 問い合わせ先

住所 〒329-1311 栃木県さくら市氏家2730番地(氏家体育館内)
さくら市スポーツ振興課施設係

電話番号 028-682-8888

FAX 028-682-7541

メール u-taiikukan@city.tochigi-sakura.lg.jp